

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費用 申込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

みんなの広場

伝言板

催し・講座

ベリーダンス体験レッスン

時 5月24日(土)・31日(土)

午前11時～正午

場 榎戸公民館

内 初心者向けベリーダンス

対 女性のみ

定 20人

費 1回 5000円

問 牧野 栄子

☎080・6583・5576

用できます。

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

佐倉県税事務所

☎483・1150

自動車税事務所

☎243・2721

自動車税を納期限までに納めましょう



お知らせ

自動車税(種別割)は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です。5月9日(金)に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、納期限までに納めましょう。

eLマークの付いた納付書は、地方税お支払いサイトからのクレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付による口座振替などがご利用できます。また、各種決済アプリでのお支払も利用可能です。

スマホ決済アプリは、eL・QRを読み取ることでご利用

できます。

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

佐倉県税事務所

☎483・1150

自動車税事務所

☎243・2721

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

佐倉県税事務所

☎483・1150

自動車税事務所

☎243・2721

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

佐倉県税事務所

☎483・1150

STOP THE 不法電波!

総務省では、6月1日～10日を一電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化しています。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。

電波のルールは、みんなを守りましょう。

不法無線局による混信・妨害

テレビ・ラジオの受信障害

☎03・6238・1939

☎03・6238・1945

夏休み海外研修交流事業

公益財団法人国際青少年研修協会では、夏休み海外研修

交流事業の参加者を募集しています。

イギリス・オーストラリア・カナダ・ハワイ・サイパンのホームステイ、英語研修、文化交流、地域見学、野外活動などを行います。

6月5日(木)

詳しくは、(公財)国際青少年研修協会のホームページをご覧ください。

説明会も開催します。

(公財)国際青少年研修協会

☎03・6825・3130

詳しくは、(公財)国際青少年研修協会のホームページをご覧ください。

説明会も開催します。

(公財)国際青少年研修協会

☎03・6825・3130

有害鳥獣の捕獲を実施します

市では、農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を、次のとおり実施します。

また、近隣市町でも有害鳥獣捕獲を実施していますので、実施期間中の事故防止に、ご協力をお願いします。

実施期間

令和8年3月31日(火)まで

※天候不良などで延期または中止する場合があります。

○カラス類(ハシブトガラス・ハシボソガラス)

重点捕獲日時

5月7日(水)・14日(水)・21日(水)

6月4日(水)・11日(水)・18日(水)

7月2日(水)・9日(水)・16日(水)

各日の日の出～午前8時頃

※重点捕獲日以外にも必要に応じて、日の出から日没まで実施します。

実施場所

市街地を除く八街市全域

※特に、真井原区・沖区・夕日丘区・用草区の周辺を実施します。

捕獲方法

市街地を除く八街市全域

箱わな・くくりわな

捕獲従事者

市役所職員・八街市鳥獣被害対策実施隊

農政課

☎443・1402

イノシシ

タヌキ

アライグマ

ハクビシン

カラス類

八街市農業振興地域整備計画の変更申請

八街市農業振興地域整備計画の変更申請は、年2回開催される八街市農業振興地域整備促進協議会により審議されています。

※申請書類は、農政課窓口で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます。

農政課

☎443・1402

農政課

☎443・1402

農政課

☎443・1402

農政課

☎443・1402

農作物被害防止 電気柵設置事業 補助金の申請受付

有害獣による農作物への被害を防止するため、電気柵を設置する市内販売農家を対象に補助金を交付します。

電気柵用資材を購入する前に、申請書などの提出が必要となりますので、農政課へお問い合わせください。

対象者

農作物の前年の販売金額が50万円以上である販売農家(個人・法人)

申請要件

補助金交付決定後に電気柵用資材を購入し、令和8年2月28日(土)までに電気柵を設置すること

市内に住所または事務所もしくは事業所を有すること

市税を滞納していないこと

電気柵を設置する箇所および受益区域が市内の農地であり、現在耕作されていること

申請日に、受益区域の全部または一部を補助対象者が所有または借用していること

補助金額

2万円上限(補助対象経費の2分の1以内)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

農政課

☎443・1402

農政課

☎443・1402